

令和6年度 防犯灯設置費・改造費補助金申請要領

1 補助対象工事（自治会町内会等の住民組織が行った工事に限ります。）

- (1) 設置・・・新設
- (2) 改造・・・取替、修繕など

工事の種別

番号	種別	内容
1	器具取替工事（従来型）	・従来型防犯灯照明器具の老朽化等による取替工事 ・従来型防犯灯の照度アップ等の改造工事
2	器具取替工事（LED 型）	・従来型防犯灯の LED 型への取替工事 ・LED 型防犯灯の改造（補修）工事
3	防犯灯柱取替工事	・防犯灯柱（ポール）の取替工事
4	自動点滅器に係る工事	・自動点滅器の設置又は修繕工事
5	その他の工事	・1 灯につき年間 5,000 円以上の経費を要した工事 （例）防犯灯の移設、器具カバー取替

2 補助額

- (1) 設置

工事に要した経費（消費税等を含む）の 1/2 の額（1 灯につき年間 25,000 円が限度額です。）

- (2) 改造

工事に要した経費（消費税等を含む）の 1/2 の額（1 灯につき年間 12,000 円が限度額です。）

※1 器具取替工事(LED 型)については、1 灯につき年間 20,000 円が限度額です。

※2 防犯灯柱建替工事については、1 本につき年間 25,000 円が限度額です。

《 注意点 》

- ・電球、蛍光管、グローランプの取替工事は、補助対象外工事です。
- ・補助金の交付は、1 灯当たりの工事費の合算（税込み）に対して行います。（1 回の工事に対する補助ではありません。）
- ・1 円未満（小数点以下）の補助額は、切り捨てとなります。
- ・防犯灯の撤去のみを行った場合は、補助の対象外です。

3 申請書提出期限

令和7年(2025年)2月21日（金）まで

※1 提出期限は厳守してください。（期限内に提出できない場合は、補助ができない可能性があります。）

※2 期限内に提出できないことが判明した場合は、その時点で地域のつながり課まで御連絡ください。（状況を確認し、適宜御案内いたします。）

（裏面あり）

4 提出書類

- (1) 防犯灯設置費・改造費補助金交付申請書
- (2) 防犯灯の設置又は防犯灯若しくは防犯灯柱の改造（補修）に関する調書
- (3) 工事費内訳書（見積書等）の写し（1灯ごとの工事内容の分かるもの）
- (4) 支出した実績を確認できる書類（領収書等）の写し
- (5) 工事を施工した防犯灯若しくは防犯灯柱の所在を示す位置図

※(3)工事費内訳書及び(4)領収書等は、(2)調書の番号を明記して、番号順にそろえて添付してください。地図にも番号を記入してください。

（例） ⇒ 設①（設置のNo.1） 、改③（改造のNo.3）

5 注意事項

- (1) 防犯灯設置費・改造費補助金の申請がない場合は、地域のつながり課に連絡する必要はありません。
- (2) 補助金交付申請書に記入した内容は修正できません。そのため、修正が必要な場合は、再度作成してください。
- (3) 入金する口座番号等を記入する際は、事前に通帳等を御確認願います。（誤記載がある場合は、入金に時間を要する場合があります。）
- (4) 交付申請書等は、市のホームページからダウンロードが可能です。

【問合せ先】

鎌倉市役所 地域のつながり課 安全安心担当
（市役所第3分庁舎1階）
電話：0467-23-3000（代表） 内線 2954